

第4回 門真市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成26年3月27日（木） 午後2時～午後3時10分

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

出席者：合田 誠、須河内 貢、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、北川 絵美子、
嶋岡 由紀、澤田 順一、東口 房正、久保田 ひろみ、内藤 弘子、清水 光子、
森 房子、梶井 常和

事務局：健康福祉部 中道次長、福田総括参事

福祉政策課 森田課長、北井参事兼課長補佐、湯川課長補佐、難波係員

子ども課 水野課長

学校教育部 満永総括参事

学校教育課 寺西課長

傍聴者：7名

議 題：1. 教育・保育に係る提供区域の設定について

2. 教育・保育の量の見込みについて

3. 地域子ども・子育て支援事業の区域設定及び量の見込みについて

4. その他

<開会>

（事務局挨拶、資料確認）

（委員長挨拶）

（1） 教育・保育に係る提供区域の設定について

委員長：議題1 教育・保育に係る提供区域の設定について事務局より説明をお願いします。

事務局：議題1について、事務局より説明をさせていただきます。

議題に入ります前に、本日の会議での審議内容及び今後の予定について全体スケジュールによりご説明させていただきたいと思います。**資料1**をご覧ください。

この資料には今年度終了したものも含めて、27年度の新制度開始までの作業内容等を記載しております。

主に見ていただきたいのは、一番下の子ども・子育て会議の部分です。今年度は、本日も含めて4回の会議を開催し、ニーズ調査票や調査結果に基づく今後必要となる各事業の見込み量について検討いただきました。なお、本日は、このあと幼児期の教育・保育に関して、今後どれだけの人数分の定員を確保していくかどうかの審議をいただくこととなっております。今年度は、必要な数のみでしたが、来年度に入りましたら、この人数の受け皿をどう整備していくかについて検討していくこととなります。また、再来年度から始まります新制度に向けて、年度前半においては、新制度に関する事項について検討していただくこととなり、後半には、新制度に関わるもの以外の教育やまちづくりなどのこどもに関する施策について検討していく予定としております。

スケジュールについては以上でございます。

続きまして、教育・保育に係る提供区域について、ご説明させていただきます。資料
2をご覧ください。

こちらには、まず、2ページまでに前回の会議でもお示ししました区域の定義等を記載しております。また、3ページ以降は今回新たに追加した部分ですが、「2」としてこれから見ていただく区域の設定の際に留意いただきたいことを記載しております。国の定義等から見ますと、設定の際には、1点目に保護者の方の利用実態と合った区域となっているか、2点目に現在の施設配置と合っているかということがポイントとなっておりまして、2点目を挙げている理由ですが、資料が変わりまして、参考資料1の教育・保育提供区域図（案）をご覧ください。1枚めくっていただいた1区域の図の右側に過去5年の児童人口の推移とその下に今後5年間の児童人口の推計を載せております。こちらを見ていただきますとわかりますとおり、子どもの数はやはり減少傾向をたどっておりますので、量の見込みを確保する際には、既存施設を活用した配置をもとに考えていく必要があるため、現状の施設配置を踏まえる点を2点目に挙げております。

資料を先ほどの資料2の3ページに戻っていただけますでしょうか。留意事項を具体的に挙げますと、利用実態として保護者の送り迎えなどの移動状況を踏まえているかという点と、保護者にとってわかりやすい区域となっているかという点を考慮していく必要があります。

また、現在の施設配置の面から、児童人口に対して施設が概ね均等に配置されているかどうかという点と、区域内で施設数が一定確保されていて、利用調整ができるかどうかという点を考慮することとなっております。

この点を踏まえて、資料2-1の一覧と参考資料1の区域図を合わせてご覧ください。この表には、4つの区域案を挙げており、各区域の特徴や利用状況を記載しております。区域としましては、はじめに市全域を区域とする1区域を挙げておりますが、この区域の特徴といたしましては、現状と同様に市全域から利用を希望する施設の選択ができる反面、保護者の移動面を考えると、区域が広くなる、または国道163号線を横断することなどの点で安全性に課題があることが特徴として挙げられます。

2つ目の案としては、国道163号線を境に南北に分ける2区域を提示しておりますが、この案の特徴としては、まずは先ほどの安全性の課題に対応できる点があげられます。また資料右側の利用状況として中ほど定員数の右側に区域内の児童人口に対する現在の施設定員の充足率を記載しており、要はどのくらいの割合の受け皿があるかということになりますが、このバランスも2区域の案でいくと同じ程度になることとなります。さらに、施設数及び定員数で比較しても概ね同じ程度の数となっております。

次に4区域の案ですが、こちらは、国道163号線を境に南北、古川を東西に分けることを基本としながら、少し児童数にばらつきがある区域を一定にするために調整した上、市を4つに分割しております。この案の特徴といたしましては、2区域と同様に安全性の課題には対応できる一方で、児童人口に対する定員充足率は0.77と1を切っているところと、1.33と1を大きく上回っているところがあり、ばらつきが出ている状

態となっております。

最後に6区域とする案ですが、こちらは現在の中学校区を基本とする案となっております。この案の特徴といたしましては、保護者利用の点でみると、国道を横断するため安全性の課題がありますのと、6区域の地図を見ていただくとわかるとおり、区域の分け方が複雑になっており、就学前の子どもさんをもつ保護者にとっては、かなりわかりにくい区域になるかと考えております。また、定員充足率が0.58～1.24の間でばらつきが多いのと、やはり区域が細くなる分、区域内の施設数が少なくなりますので、保護者の選択の幅が狭くなるというデメリットもございます。

これを踏まえて、資料2をご覧いただきたいのですが、4ページに区域案をお示ししております。

区域案の考え方としては、まず、保護者にとってわかりやすい点、区域内に一定の数の施設があり、さまざまな施設を選択できる点、また児童人口に対する施設定員数の割合に大きな差が生じていない点を理由として、2区域を区域案として提案したいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上です。

委員長：ありがとうございます。今の事務局の説明から、事業を効果的に進めるための区域の設定に関する案が示されました。ここで、皆さまからの質疑があれば、お願いいたします。

内藤委員：示された案は基本的に幼稚園と保育園の区域でしょうか。働くときには家から遠くても長く預かってくれる保育園に預けたり、送っていくのは親で、迎えに行くのは祖父母であるなど、いろいろな家庭の事情がありますので、子どもの数だけでは決められないと思います。職場の近くだと園の行事も合間に寄ることもできるため、職場の近くに預けたいといった要望もあると思います。そのため、区域を越えることも考えられるので、2区域では移動が難しく、働く親は預けることが難しくなります。各家庭の事情を反映し、区域を移動することはできるのでしょうか。

委員長：内藤委員から2点で意見が出されました。1点目が送り迎えの問題で、送るのはお母さんで迎えに行くのは違う地区に住む祖父母という場合もあるということから、単純に地区の子どもの数だけで区域を決めるのはどうなのかということ、2点目は家庭事情で、親の通勤等で移動せざるを得ないときの対処はどうなるかということですが事務局いかがでしょうか。

事務局：家庭の事情につきましては、市にお届けいただき、考慮させていただきながらその時点で調整させていただく形になると思います。

東口委員：よろしいでしょうか。教育・保育の提供区域とは、あくまで提供する数を出すための区域です。小学校区のような地域を越えて通ってはいけないというものではございません。例えば、この区域にはこれだけの子どもがいるため、それに応じたこれだけの枠を確保しなければならないという区域です。区域を越えることは自由で、仮に2区域になったとして、他の区域に行くことは可能なことであり、実際に通う観点というよりは、提供の枠を確保するための区域と認識いただきたいと思います。

内藤委員：2区域が提供しやすいということでしょうか。

東口委員：提供区域はそれぞれの園が相談し、これだけの枠を確保しましょうということがあるため、数が少ないほうが調整しやすいということです。例えば、3つの園があれば、その3つの園で500人の子どもを何とかしようという相談は決めやすいです。しかし、全域にすると、幼保合わせて二十数園になるため、そこでどのようにするのかは難しくなると思います。

内藤委員：調整しやすい方で設定していただいき、2点目の部分にも関しても対応していただけるのであればよいと思います。

東口委員：利用についても制限はありません。

内藤委員：移動も難しくなるのでしょうか。

東口委員：移動についても同じような形になると思います。

内藤委員：それほど難しくはないということでしょうか。

東口委員：区域設定は、受け入れ枠を確保するという観点で設定するため、現状と変わらないと認識しております。

内藤委員：現状がよく分かりませんが、区域設定は調整しやすい方でしていただいて、働くお母さんなど各家庭の事情を最優先するべきだと思うため、それを考えていただけるのであれば、行政として調整しやすい方でしていただければよいと思います。

委員長：1点目の区域設定の仕方の問題についてはいかがでしょうか。

事務局：何故2区域が妥当であるかという点、本来、門真市のような小さなまちであれば1区域でもよいと思いますが、国の方針では広域かつ山間部等を抱える自治体を想定したものであるため、門真市のように正方形に近く、かつ平坦な市では1区域でもよいと考えております。ただ、大きな国道を跨ぐ場合、危険を伴うということから、事務局としては2区域でご提案させていただいています。

委員長：他の委員の皆さんはいかがでしょう。

吉兼委員：出された案でよいと思います。

委員長：ありがとうございます。他の委員の方もご意見は無いということで、事務局から説明をしていただいたとおり、2区域の区域設定を元に議論を進めていってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) 教育・保育の見込み量について

委員長：続きまして、議題2 教育・保育の量の見込みについて事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題2についてご説明いたします。

量の見込みにつきましては、前回の地域子ども・子育て支援事業と同様に国の算出方法をもとに算出しております。算出方法につきましては、資料3に沿って説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

事務局：算出手順といたしましては、アンケート調査の結果から、国の示した算出方法に基づ（名豊）くワークシートにより算出したニーズ量をもとに門真市としての必要な量の見込みを算出しております。

①ニーズ量の算出ですが、今回家庭の就労状況ごとのニーズ傾向を把握するため、ステップ1として、両親ともフルタイム労働、片方がパートタイムなど後ほど説明します8つの家庭類型にタイプ分けをしております。これは、現在、実際に就労しているかどうかの状況により計算をしておりますが、今回の新制度では、今後の潜在的なニーズもとっていくこととなっておりますので、ステップ2といたしまして、今後1年以内に就労したい意向がある対象者についてもステップ1と同様にタイプ分けをいたします。

また一方で、ステップ3として将来的な児童数をこれまでの実績児童数の増減率を割りだし、推計値として算出し、先ほどの潜在的な家庭類型の構成割合をかけ合わせて家庭類型別の将来児童数を算出します。

次にステップ4として、各事業ごとに対象となる家庭が異なるため、事業別に対象となる家庭の数を算出します。

さらに、ステップ5としまして、各事業の対象者で利用できる人のうち、どれくらいの人が利用を希望しているかどうかを計算し、利用意向率を算出します。

最後に、先ほどステップ4で、家庭類型ごとの人数が出てきますので、その中の希望数を計算するために、先ほどの利用意向率を掛け合わせてニーズ量が算出されております。

国のワークシートとしてはここまでですが、門真市として今後1年先であっても働きたいときに預け先があるよう確保していくために、3ページの②に記載していますとおり、1年以上先であっても今後就労したい意向がある人についても算出し、先ほどの国のニーズ量に加えて最終的な「量の見込み」を算出しています。

最後に4ページに先ほど少し触れました家庭類型の考え方を記載しております。母親と父親の就労状況が縦と横に同じ項目で並んでおりましてマトリックス状になっており、それぞれの状況を当てはめていくことにより家庭類型が出されるようになっております。たとえば、母親・父親ともに産休・育休中も含んだフルタイム就労の場合はタイプBに分類され、反対に両親ともに就労していない場合は右下の隅にあるタイプFに分類されることとなります。また、今回はパートタイムの労働者であっても一定の基準を満たせば、保育ニーズとして捉えることとなることにより、パートタイムの就労についても細かく分類されることとなっております。算出方法についての説明は以上です。

事務局： 続きまして、具体的な量の見込み内容の説明に移りますが、その前に参考資料2をもとに、計画に記載する際のイメージをご確認いただきたいのですが、この資料は前回お配りしたものと同一のもので、国の手引きの抜粋版となります。この中の最初のページ、下に81ページとなっているところですが、こちらに計画の掲載イメージが書かれています。真ん中の表の「A市子ども・子育て支援事業計画」となっているところを見ていただくと、27年度～31年度の年度ごとに後ほどご説明いたしますが、1号～3

号の認定区分ごとの量の見込みを記載しています。この量の見込みを今回の会議でご確認いただき、下の確保方策、どの施設や事業で提供していくかは来年度に検討いただくこととなります。また、広域利用のパターンなど、さまざまな利用が想定されますが、これについても確保方策と合わせて考えていくこととなりますので、現段階では記載イメージのみご確認いただければと思います。

それでは、続いて資料4をご覧ください。

2ページを見ていただくと、認定区分についての記載があります。新制度では、子どもの年齢や保育の必要性の有無により3つの区分に分かれることとなっており、この区分ごとに量の見込み及び確保策を記載していくこととなります。1号認定に関しては、対象児童が3～5歳で保育の必要性のない、幼稚園または認定こども園の利用を想定した区分となります。2号認定に関しては、1号と同じ3～5歳の子どもが対象ですが、こちらは保育の必要性がある対象者となりますので、保育所、認定こども園等の利用が想定されます。3号認定につきましては、0～2歳の保育の必要性がある子どもが対象で、こちらも保育や認定こども園、地域型保育の利用が想定されます。この区分ごと、また議題1でご確認いただいた南北の2区域ごとに、3ページに算出いたしました量の見込みを記載しております。

比較のために参考として、下部分に現状での公立・私立含めた幼稚園、保育園の区域ごとの定員を記載しています。なお、公立幼稚園につきましては、今年度末をもって廃止となる園を除いた大和田幼稚園と南幼稚園のみの定員を含んでおります。

量の見込みですが、27年度につきましては、北部区域では423人の幼児教育ニーズ、2号と3号を合計した1,146人の保育ニーズ、また南部区域でも同様に473人の幼児教育ニーズ、2号と3号を合計した1,069人の保育ニーズが出ております。幼児教育の受け皿としては十分ですが、保育ニーズに対する受け皿としては、北部が86人分、南部では216人分不足している状況でございます。また、31年度まで5年間をかけて量の見込みは減ってまいります。それでも保育については、現状の定員数と比較すると北部が79人分、南部が211人分不足している状況でございます。これらの不足分に対する提供策について、今後検討していく必要があります。

量の見込みについての説明は以上です。

委員長：ありがとうございます。今の事務局の説明から量の見込みについての案が提示されました。質疑がございましたら、お受けいたします。今後5年間の動き、1～3号の動きについてということでご説明いただきました。いかがでしょうか。

吉兼委員：ご提案された内容でよいと思います。

委員長：それでは、事務局から説明のあった見込み量で進めさせていただきます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の区域設定及び量の見込みについて

委員長：次に、議題3 地域子ども・子育て支援事業の区域設定及び量の見込みについて事務局より説明をお願いします。

事務局：資料5をご覧ください。まず、一時預かり事業の概要ですが家庭にいて保育を受ける

ことが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。現在の実施状況といたしまして、市内8園において実施しております。利用実績として表に示しております。また、区域の設定の考え方といたしまして多くの施設から利用を選択できるよう全域と設定しています。次に量の見込みといたしまして幼稚園における在園児を対象とした一時預かりと保育所での一時預かりを示しております。こちらにつきましては、全国的にニーズ量が多く出る傾向にあると言われていいますので、確保策などでは実績等を考慮しながら検討してまいります。

次に、延長保育事業ですが事業概要といたしまして保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。本市では通常保育の利用者に対し、通常保育時間を超えて延長して保育を行い、月曜日から土曜日の午後7時まで実施しております。利用実績として表に示しております。また、区域設定の考え方といたしまして通常保育と合わせた利用になることから、教育・保育の提供区域と同様に設定します。量の見込みといたしまして北部区域と南部区域と分けて表に示しております。

続きまして資料6をご覧ください。以前の会議で配布した資料と同じものになります。教育・保育のワークシートを用いており、ニーズ量を確定するにあたり、係数変更がありましたので、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の数値について、事業ごとに修正内容を記載したのになります。説明は以上となります。

委員長：ありがとうございます。事務局から一時預かり事業、延長保育事業の量の見込み及び前回出していただいた資料の修正について説明がありました。それでは、質問、ご意見があればよろしくお願いいたします。

内藤委員：資料5の事業実績の中で延長保育事業は、16園実施で平成23年度が15,876人となっています。これは23年度だけでなく、20年度からの合計値ということでしょうか。

事務局：こちらは年度ごとの延べ人数です。

内藤委員：量の見込みは北部地域で310人となっており、実績との人数の差がよくわかりません。

事務局：実績は延べ人数、見込みは利用実人数となっています。実績は延べ人数ですので年間で同じ1人の人が何日か利用された場合、全てカウントした数字となっています。見込みについては、実人数であるため、1人の人が何度利用されていても1人とカウントしています。

内藤委員：それでは $15,876 \div 532$ で1人あたりの利用日数が出るということでしょうか。

事務局：実績と見込みであるため、実際の数字とは異なる結果が出てくるとは思いますがそういう考えになります。

委員長：よろしいでしょうか。

吉兼委員：資料5の一時預かりの利用人数について、平成22年度は8,950人であったのが平成24年度には9,189人となっています。これは何か要因があるのでしょうか。

事務局：実績の増減についてですが、同じ方が毎年利用されているわけではないため、年度ごとに変動してまいります。特に条件の変更などではなく、利用される方が変動しているという状況です。

吉兼委員：そういうことですか。では、特に原因はないのでしょうか。

事務局：特に何か要件などを変更したということはございません。

委員長：他いかがでしょうか。質問は出尽くしたようですので、事務局の提案に委員の皆様から了解を得たということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長：ありがとうございます。本日の議題は以上となります。年度末最後となりますので、委員長である私と副委員長よりご挨拶させていただきたいと思います。

昨年より計4回の審議会を開催し、お忙しい立場にありながら多数のご出席をいただきありがとうございます。また、真摯にご意見をいただき、今後の子ども・子育て、門真市の未来を真剣に考えていただいていることを実感させていただきました。今日までの議論の内容としまして、ニーズ調査に基づいた量の見込みということで最初の段階が皆様のご協力により終わりました。この5月からはこの量の見込みから数の確保をしていく具体的な確保方策を議題に進めていきます。皆様方のご意見を賜りながら、門真市としての形を来年度きちんと方向性を定めていきたいと思います。

私も皆様の真摯な姿勢に心を打たれたということで年度末の一言とさせていただきます。ありがとうございます。

副委員長：1年間ありがとうございました。真摯なご意見感謝しております。委員長からもありましたように私もまったくの同感です。皆様に非常に熱心に関わっていただき感銘を受けております。内容も難しく、なかなか議論がしづらい中で、今回の施策の内容を共に理解し、量の見込みの算出方法については、なかなか関わりづらいという面があったかと思います。しかし、内藤委員のご意見のように、利用者目線での議論ができたと感じています。私個人としては、門真市職員の方々の姿勢に感銘を受けております。会議の運営に関して打合せをしますが、職員の方は真摯に、非常にまじめに取り組んでいらっしゃいます。

子どもの数だけでは区域は決められないのではないかという意見がありましたが、これはその通りで、子どもの数だけを優先して決めていこうとしてしまうと、おそらく他の方法があったのではないかと思います。1つは子どもの安全を確保するということが、また選択の幅を残すことだと思います。人数でいくと、細かくしていくことで提供ができると思いますが、実は一つ一つの過程の中で条件がいろいろとあるため、それは固定しているものではなく、変わっていくものです。それを考えた場合、選択の幅がなければ、制度を決めた後に難しい問題がたくさん出てきます。今回の2区域の最大のメリットは、もちろん安全性、バランスの問題もありますが、選択の余地を残したということが利用者の目線から考えた場合にどのような区域設定が一番よいのかという視点がきちんとあったと思います。

今回の制度に関してはマスコミも大変関心を持っており、色々な人が色々な発言をしています。しかし、一般的な意見の中で私が懸念している部分があります。1つは、生きることそのもののややこしさに重点が置かれていることです。人が生きるという

ことはあたり前で、世の中では何の苦勞もなく生きることができるため、大事なことは付加価値であり、付加価値が無ければまるで価値が無いかのような言い方をされてしまう傾向があります。生きていくためにはややこしいことはたくさん含まれています。ご飯を食べるということでもそうです。日本の食糧需給率一つ見ても、私たちは輸入が途絶えれば、生活が成り立たなくなります。私たちは不安定なところで難しさを抱えながら生きています。そこが忘れ去られています。

もう1つは人を育てる、子どもが育つということも当たり前、子どもを育てることは誰でもできると考えられています。子どもを育てるということは非常に難しいことです。今、家庭の教育力が落ちたということがよく言われます。その要因を考えると、親の能力、生活力が落ちたという個人の中に原因があるのではなく、子育てはその1組の子どもと親でしたことはないのです。人は必ずコミュニティの中で、子育てをしてきました。しかし、戦後、夫婦2人を基本にして育てましょう、さらにそれは誰にでもできるという観点になってしまいました。ですから、子育てができず、悩みを抱えるということは、あたりのことができず言いづらいということになってきており、助けを求めづらい状況になってきています。それにも関わらず、その助けは来ません。以前はコミュニティに関わり、多くの人の手を借りながら子育てをしていましたが、それが2人になれば難しくなるのはあたり前です。しかし、個人のせいだという言い方をされるという状況が出てきています。それが虐待という形で歪みができていると思います。

また、保育も同様に、経済を中心とした待機児童解消、人口減少の問題も同じで、もっと子どもの遊べるところを増やせばよいという非常に単純な発想で考えられますが、実は保育をするということは非常に難しいことです。簡単にできないからこそ国家資格があるわけですが、実はその人たちすら仕事を理解されていないという現状があります。幼稚園、保育園の先生は、絵、踊り、歌、ピアノなど様々なことができればなりません。今回制度が変わることで、その制度を理解する時間が必要になります。法律的な知識が求められます。さらに子どもたちの安全・安心を確保するため、衛生面、生理的な知識も必要です。心の発達の問題もあるため、保育士、先生たちが子どもの心の育ちのためにどのような保育内容がよいのかということを考える必要があります。そうすると、学ぶことがとてもたくさんあります。教育・保育などの福祉の養成機関では保育士、幼稚園教諭が最も幅広くなります。その広域な内容を完全に理解できている人がいたとしても、それでも保育は難しくなかなかにできません。施設さえあれば、預けるところさえあればよいという発想の中、経済優勢に進められてしまうと非常にややこしい問題がでてきます。その1つの形が、埼玉で起こったベビーシッターのことではないでしょうか。いずれにしても子育ては非常に難しいという認識をもたなければならないと思います。

来年度からいよいよ門真市の子育てをどう考えていくかという話をしていくときに実りある議論ができていくのではないのでしょうか。ただ、結果的に多くの問題を解決できるというようにはいかないと思います。複雑な問題で、難しいため、スムーズに解決していくということではなく、真剣に議論が進むほど色々な問題が出てくるところで

終わってしまうのではないかと思います。ただ、それは非常に有意義なことではないかと感じています。ここで問題が共有できたということで、それぞれの現場で広がっていくのであれば、そうしたところから自主的な問題解決が起こってくると思っています。来年度以降の会議に非常に期待をしておりますのでどうぞご協力の程よろしく願いいたします。

委員長：貴重なご意見ありがとうございました。4月以降皆様の力を添えながらプランが出来上がっていけばという思いでいっぱいです。
最後にその他といたしまして事務局よりお願い致します。

（４）その他

事務局：先ず、来年度の第5回門真市子ども・子育て会議ですが、後日改めて日程調整させていただきますと思います。また、機構改革により事務局が福祉政策課から教育委員会事務局こども未来部こども政策課に変更となりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長：ありがとうございます。それでは、以上をもちまして「第4回 門真市子ども・子育て会議」を終了いたします。長時間ありがとうございました。

<閉会>